

令和 5 年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

要望 1
JR 弁天町駅周辺の交通環境について、高齢者や障がい者等の視点を充分に取り入れ、誰もが利用しやすい社会資源となるような働きかけを積極的にしていただきたい。
理由
JR 弁天町駅周辺の交通環境について、誰もが利用しやすく、より便利な社会資源の一つになるように、ベビーカーを押す人や高齢者、障がい者等すべての人々の視点を充分に取り入れ、障がい者差別解消法の推進を目指し、バリアフリーな街づくりの一部となる構造になるよう今後も積極的に検討してください。また、弁天町交差点地下通路について、令和 6 年 1 月に車いすで検証しましたが、スロープの勾配が強く、車いすの利用者や、ベビーカーの通行に危険を伴う状態です。特に雨の日は滑りやすく、歩行者においても、転倒し、負傷する事故などが起こっています。障がいのある方だけでなく、港区で生活するすべての方に寄り添った街づくりを進めてください。 また、「弁天町駅前交差点国道 43 号線車いす横断支援事業」について、障がいのある方が活用できるように再度周知をしてください。現在は事前予約制であり、通行証の発行を受ける必要があることから、日常生活で活用することが困難です。日々の生活で活用できるようにしてください。
回答
弁天町駅周辺のバリアフリーの推進にあたっては、全市的な施策として、障がい者や高齢者等の参画のもと、平成 16 年 4 月に大阪市弁天町地区交通バリアフリー基本構想が策定され、弁天町駅周辺のバリアフリーの推進に取り組んでおります。 また、バリアフリーの推進は、関係者による継続的な取り組みが重要であり、港区としましても、平成 25 年に「交通バリアフリー弁天町地区連絡調整会議」を設置するとともに、令和 3 年 4 月に策定した港区エリア別活性化プランにおいても、「弁天町駅周辺エリアのバリアフリー化の推進」を具体的な取り組み内容として位置づけ、弁天町駅周辺エリアのバリアフリー化の推進にむけた取り組みを進めてまいります。 令和 7 年 4 月には大阪・関西万博が開催され、JR 弁天町駅は万博会場へのアクセス路線となる大阪メトロ中央線への乗換駅として、万博開催時には非常に多くの利用客が見込まれることから、この開催に間に合うよう、JR 西日本では、駅舎の改良工事を進めております。港区といたしましても、駅舎の改良を契機として、JR 弁天町駅周辺のより一層のバリアフリー化の推進に向けて、交通バリアフリー弁天町地区連絡調整会議の場を通じて、住民や利用者等の意見を反映できるよう努めてまいります。 次に、国道 43 号線の弁天町駅前交差点地下道へのエレベーターにつきましては、現在国土交通省において、交差点の南北 2 か所で設置工事が進められており、このうち、北側については、令和 6 年度に竣工する予定と聞いております。 このエレベーターの設置により、車いすのご利用の方などを含めて利便性や安全性が向上するものと期待しておりますが、スロープにおける雨天時の歩行者のご利用に関わる問題については、引き続き、施設管理者である国土交通省大阪国道事務所と共有してまいります。 なお、ご指摘の「弁天町駅前交差点国道 43 号車いす横断支援事業」については、地下通路のエレベーターが整備されるまでの措置として実施しておりますが、地下鉄の利用者としてではなく、通行者として地下鉄構内を特例的に利用することになりますので、

職員（委託事業者）の介添えが必要となります。このため、予約が必要となりますが、平日ですと利用の2時間前までに、休日は至近の開庁日の午後5時までに、区役所にご連絡いただければ、対応いたしますので、ご理解賜りますようお願いいたします。また、ホームページ、ポスター、チラシ等で案内しておりますが、広報についても事業の趣旨を踏まえて、引き続き意を尽くしてまいりたいと存じます。

担当：港区役所協働まちづくり推進課

令和5年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

要望2

高齢者や障がい者など、避難行動に援護が必要な当事者や地域の自主防災組織、区役所などが必要な情報を共有し、設けた制度や対策・体制が、有事に十分に機能するよう、防災への取り組みのさらなる充実を要望します。

理由

近年、全国各地で、地震や風水害などの大規模自然災害が多発しています。また、本市においても南海トラフ地震の発生と津波による被災も懸念されるところです。これまで、防災対策として、さまざまな取り組みが進められていることは承知をしていますが、高齢者や障がい者など、避難行動に援護が必要な方は、自身の避難経路や介助にまだまだ不安を大きく抱えられています。当事者や地域の自主防災組織、区役所などが必要な情報を共有し、設けた制度や対策や体制が、有事に十分に機能するよう、防災への取り組みのさらなる充実を目指してください。

また、地域の避難訓練などの情報の共有に努め、実際に訓練に参加する機会を設けるなど、要援護者が地域の支援者とつながる機会を作ってください。

個別避難計画策定においても、計画策定が必要なすべての方々に情報が行き渡るよう周知を工夫してください。加えて、障がいのある方や支援者がより自分事として捉えられるように個別避難計画の区内の進捗状況や、個別避難計画を策定されたモデルケースの事例・評価を公開してください。

回答

防災訓練や学習会等の機会を通じて、関係者間で必要な情報を共有し、日頃から地域の絆を築くことで、災害時にも地域の力を最大限に発揮できるように努めてまいります。

また、令和3年5月の災害対策基本法の改正により「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務になったことを受けて、大阪市におきましても地域の実情に合わせて改正からおおむね5年（令和8年度末まで）に優先度の高い要支援者の計画を作成することを目指しています。

この方針を受けて、港区におきましても、日頃のつながりや見守りの延長で災害時の避難支援を行うことを目指しており、地域の自主防災組織や見守り関係者等の協力を得ながら着実に計画を作成してまいります。

さらに、ご指摘のとおり計画策定が必要なすべての方々に情報が行き渡るようホームページや区広報紙等を通じて、効果的な情報発信を続けてまいります。

担当：港区役所協働まちづくり推進課

令和５年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

要望３

障がい者差別解消法・障がい者虐待防止法がより地域に浸透し定着するよう、継続して取り組み、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりの推進を強く要望します。

理由

令和５年３月に公表された区民アンケート報告書でも、「障害者差別解消法を知らない」と回答した方が回答者の６０．２％、「障害者虐待防止法を知らない」と回答した方が５４．６％と認知率が低い水準にあることが判明しました。障がい者差別解消法・障がい者虐待防止法が、より地域に浸透し定着するよう、周知・啓発の取り組みを継続して行い、障がいの有無に関わらず誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりを進めてください。実りのある周知・啓発ができるように区予算を付けて下さい。また、具体的に、区政の計画の数値目標に組み込み、目標達成ができるような取り組みや活動を実施してください。

あわせて、虐待の通報が適切に行われ、被虐待者等の保護、権利の擁護が行われるよう、正しい情報を関係者において共有できるような体制整備を行い、個別の事例に対する検討の場や、対応の検証の機会を設けてください。

回答

令和５年度には、前年度に引き続き「区民モニターアンケート」において障がい者差別解消法や障がい者虐待防止法に関してどの程度知っていただいているかをお伺いする調査を行っています。これまでも、「広報みなと」を通じて、障がい者・高齢者に対する虐待の正しい知識の普及を広めるための情報を発信してきたところですが、今後とも港区障がい者地域自立支援協議会の皆さまをはじめとする方々とともに周知と啓発に努めてまいります。

虐待の通報が適切に行われるためには、権利擁護について理解を深めていただく必要があります。行政関係機関に対しては、虐待防止連絡会議の中で権利擁護についての情報共有と啓発を行っています。また、港区で区民対象に毎年開催しております「障がい者・高齢者権利擁護講演会」を令和５年度は、民生委員・児童委員を対象にワークショップによる研修を開催し、より充実した内容で理解を深めて頂く機会としました。さらに、支援者向けとして介護支援専門員や、障がい者相談支援専門員、障がい者支援事業所従事者を対象に虐待についての研修会も開催しております。虐待の個別事案の対応では、オンライン会議の活用などにより、関係者と情報共有の場や対応の検証の場を確保するよう努めているところです。

今後もこれまでの取り組みを継続するとともに、「通報のハードルを下げる」ということを目的に、地域住民や当事者・支援者にとってより身近な通報受理機関である港区障がい者基幹相談支援センターや地域包括支援センターを広く広報し、連携・協働して虐待防止、早期発見の推進に取り組んでまいります。

担当：港区役所保健福祉課

令和5年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

要望4
福祉サービス事業者の人材不足について、国や大阪府とも協議し、何らかの対策を検討してください。
理由
全国的に、福祉業界に係わらず、人材不足は深刻で大きな問題です。港区においても、慢性的にヘルパーが不足しており、現在稼働するヘルパーの年齢も若年層は少なく、中高年のヘルパーが中心に、介護サービス、自立支援サービスの提供に当たっています。このままでは、数年後には、サービス利用の需要が、供給を上回ることが予想されます。そうすると、必要な介護や支援を受けることができない人が出てしまい、個々の生活にも大きな支障をきたすことが予測されます。今後、行政と事業者が協力して、この課題の解決方法を見つける必要があります。ヘルパー資格取得、ヘルパー募集のための事業所の補助等、障がいのある方を支える人材の確保を検討してください。 また、移動支援事業についても、有資格者を増加させ有用な制度となるよう検討してください。
回答
ヘルパーの人材不足については、必要な介護や支援を受けることができず、直ちに生活に影響されることから、安定した人材確保が重要な課題であると考えます。国の指針に基づき、大阪市でも研修を行うなどの取り組みが実施されていますが、港区内や大阪市内のみならず、全国的な問題であることから、引き続き人材確保に向けて実施されるよう福祉局に要望します。 また、人材の養成・確保や質の向上につながるよう、加算項目を見直すなど国に対して働きかけることや、情報周知の強化に向けた取り組みを検討されるよう、併せて要望します。
担当：港区役所保健福祉課

令和5年度 港区高齢者支援専門部会からの要望

要望1
① 障がい者・高齢者虐待対応における区役所内での体制の強化について ② 障がい支援事業所・介護事業者からの通報が少ない。通報のハードルを下げる取り組みについて
理由
① ・区の虐待対応担当職員が少数で、検討、相談等が必要な場合、迅速に対応が難しいことがある。 ・虐待対応件数も年々増加している。特に本人と養護者の再統合を目的とした対応が求められるケースが増加しており、在宅での継続した見守り、面会制限緩和にむけての面談など、きめ細かい支援が要請されている。 ・親族からの権利侵害（経済的虐待の疑い等）により、成年後見制度の市長申立が必要なケースも増加傾向にあり、早々の対応が必要であるが、申立までの調査や手続きに時間を要し、状態の悪化に繋がる恐れがある。担当者数も限られており、マンパワー不足もあるのではと推察される。 上記の事から、虐待対応体制の強化を図り、よりスピード感のある支援を行うため、再考をお願いしたい。 ② ・港区での障がい者虐待通報受理件数が令和4年度で9件と、かなり少ない報告である。大阪市での通報が699件であり、人口比率から通報件数を想定すると、年間20件以上通報があると思われる。事業所職員の聞き取りでは、虐待の疑いがあっても通報のハードルが高く、迷っても通報に至らず、事業所内で対応することが多いとの話もあった。 ・相談と通報の窓口を分けるなど、柔軟な窓口対応が必要。 ・また、障がい者、高齢者共に周知方法を工夫し、より多くの区民、地域関係者に虐待の情報及び通報相談窓口を知ってもらう必要がある。
回答
①高齢化率の高まり、認知症高齢者数の増加、8050問題、家族間の課題など、複雑化・深刻化しているケースの相談・通報、またセルフネグレクトに関する相談が増加しており、障がい者・高齢者虐待の取り扱い件数は令和3年度は50件、令和4年度は62件、令和5年度は67件となっています。 被虐待者の心身の安全のため分離保護を行った後に、再統合や面会制限緩和に向けての面談、在宅での継続した見守りなど、きめ細かい支援を行う必要がある場合には、地域包括支援センターや介護支援専門員、障がい者基幹相談支援センターや相談支援事業所等、関係機関と綿密な連携をとり、支援を行ってまいります。 経済的虐待等により分離保護を行ったのちの成年後見市長申立については、これまでも最優先で事務作業を行っているものの、大阪家庭裁判所あて送致したのちに審判が下りるまでの時間を要することもあります。 令和5年度において、港区役所の虐待対応担当者数は前年度と同数であり、また他の業

務も兼務しているため、場合により、緊急時の相談・通報時に担当者が即対応できないこともあります。そのため、緊急時には他の職員も対応できるよう、虐待対応研修の受講や日頃から対応継続事例の共有を図り、複数の職員で相談対応や緊急性のある虐待ケースへの対応を行えるような体制づくりを行っています。

複雑化・深刻化する虐待相談・通報に対し、迅速・的確に対応できるよう、引き続き業務執行体制の強化に努めてまいります。

②港区の障がい者虐待の通報数は他区と比べても少ない状況であり、通報元は警察が多くを占めています。

そのため、港区で区民対象に毎年開催しております「障がい者・高齢者権利擁護講演会」を令和5年度は、民生委員を対象にワークショップによる研修を開催し、より充実した内容で理解を深めて頂く機会としました。また、支援者向けとして介護支援専門員や、障がい者相談支援専門員、障がい者支援事業所従事者を対象に虐待についての研修会も開催しております。

また、行政関係機関には、虐待防止連絡会議の中で、権利擁護についての情報共有と啓発を図り、区民には「広報みなと」を通じて、障がい者・高齢者に対する虐待の正しい知識の普及を広めるための情報を発信しています。

今後もこれまでの取組みを継続するとともに、「通報のハードルを下げる」ということを目的に、地域住民や当事者・支援者にとってより身近な通報受理機関である港区障がい者基幹相談支援センターや地域包括支援センターを広く広報し、連携・協働して虐待防止に向け早期発見の推進に取り組んでまいります。

担当：港区役所保健福祉課

要望2
金銭管理が困難になっている単身高齢者への支援体制について ・金銭管理を他者に委ねられた場合は、確実に対応できる体制が必要。 ・後見人が決まるまでの間の対応、対応する機関が不明確。
理由
○金銭管理が困難になっている単身高齢者が自身で金銭管理を継続するも、お金を使い込んでしまい生活困窮するケースがある。日常生活自立支援事業（あんしんさぼーと）では対応できないケースが多く、後見人が決まるまでやむを得ず包括やケアマネジャーが、管理せざるを得ない実態が発生している。しかし、後見人選定も本人の拒否等の理由で申請できないケースがある。ヘルパー等の事業所が金銭管理を行う場合、「預かり書」を作成し、書面にて記録を残しているが、あくまで事業所が作成したものであることから、金銭管理支援を保証するものとはならず、責任が伴う状況となっている。 ○権利擁護（成年後見制度）においても、申請から決定まで期間がかかる。また申請の進め方について、ケアマネジャー等の支援者が十分に理解できていないという実態もあり、制度の利用についてややハードルが高いものとなっている。 利用者の心理としては、日頃から関わりのあるケアマネジャーやヘルパー等に金銭管理をしてもらうほうが信頼をおけ、安心できるという側面もあり、ヘルパー等が金銭管理をしているケースが多いものと推測できる。あんしんさぼーと事業の利用に繋がらなかった方等に対し、またその他のニーズも勘案し、迅速に金銭管理支援を開始でき、なおかつ利用者が安心して利用できる新たな制度の構築を要望する。
回答
成年後見制度は、判断能力の低下の比較的早い段階から利用することにより、本人の意思決定を支援しながら生活の質の向上のために財産を積極的に活用したり、消費者被害から守ることにもつながります。港区役所では、権利擁護の観点から、成年後見制度に関する正しい知識の普及啓発に努めています。 認知症高齢者等がまずは日常生活自立支援事業（あんしんさぼーと）事業につながり、あんしんさぼーと利用中に本人や親族が申立てを行う「本人申立て」「親族申立て」による任意後見、保佐・補助類型の利用に至ることができれば、結果的に金銭管理に困る事態が発生しにくくなると考えられます。 新たな制度の構築をご要望いただきましたが、まずは現存する制度をさらに活用し、成年後見制度等の利用のハードルを下げていきたいと存じます。地域での見守りネットワーク事業やあんしんさぼーと事業、地域包括支援センターや介護支援専門員、障がい者基幹相談支援センターや相談支援事業所等、関係諸機関と連携し、制度を周知し理解を深めてもらう取り組みを行ってまいります。 今後も必要な人が、安心してこれらの制度を利用できるよう、支援体制を整えてまいります。
担当：港区役所保健福祉課

令和5年度 港区高齢者支援専門部会からの要望

要望3
区役所、地域包括支援センターを含め、高齢者の総合相談窓口について、まず実情を知ってもらいたい。そして対応ができる体制づくりについて、一緒に検討できる仕組みをつくってほしい。
理由
超高齢社会を迎えることによる「2025年問題」は医療や介護、福祉の分野にも多大な影響を及ぼすことが予想されています。港区でも年々、身寄りのない高齢者や認知症高齢者の増加など、総合相談の件数も比例して増加している。高齢者虐待や成年後見制度の活用に関する相談も増加しています。「2025年問題」は過渡期的な現象で、ピークはさらにその先にあると言われています。今、対策を行わなければ、将来的に体制維持が困難になるのではとの危機感があるため。
回答
今、団塊の世代がすべて75歳を超え超高齢社会となる令和7年度を目前に控えています。高齢化率が33.6%（全国平均は29.1%）となった港区南部地域包括支援センターの担当圏域では、令和5年度、同センターへの総合相談件数が前年比約30%増加し、特に認知症に関する相談が38%増と、大幅に増加しています。 介護サービスの提供、地域包括支援センターの運営等、高齢者の生活を支える事業の財源の一つである介護保険料は、大阪市では全国的に見ても高い水準となっています。限られた財源の中で効果的な支援を行っていくためには、フォーマルサービス（公的なサービス）だけではなくインフォーマルサービス（公的なサービス以外のもの）も活用していく必要があります。それらも含めた支援の在り方について、港区地域包括支援センターならびに港区南部地域包括支援センターと協議をしております。
担当：港区役所保健福祉課

令和5年度 港区高齢者支援専門部会からの要望

要望4
令和4年度同様、ACPの普及・啓発について、一層の推進活動を求めたい。なお、推進活動の対象者、手法は問わない。
理由
大阪府では、令和5年4月1日に、「命輝く人生のため「人生会議」を推進する条例」について、と題し、ACP条例が施行されました。この条例は、府、市町村、事業者及び関係機関が連携協力し、人生会議に関する普及啓発を広く推進することにより府民の理解を深め、本人の意思により人生会議を推進することを目的としています。その中で、普及啓発の推進等に関し、「第六条 市町村、事業者及び関係機関は、府が実施する人生会議に関する普及啓発に連携協力するとともに、各々創意工夫した人生会議に関する普及啓発を行うよう努めるものとする。 2 関係機関は、本人や本人を身近で支える家族等に対し、人生会議に関する適切な情報を提供する等の支援を行うよう努めるものとする。」と市町村等の役割等として位置付けられています。 令和2年度から取り組み始めた活動実績（ACPリーフレット、ACP入門編・療養編・もしも編の作成）を踏まえ、これを広く区民に普及・啓発し続ける活動の取り組みを推進することで、全ての人が、死期のいかに問わず、最期まで尊厳を尊重した生き方がかなえられることを目指していききたい、と考えます。
回答
港区在宅医療・介護連携推進会議では、この間ACP(人生会議ノート)の普及に重点を置いて取り組んでいます。具体には「ACP普及啓発プロジェクト」と名付け、令和2年度に、ACP解説ビラ、令和3年度は、港区版ACPの手引き「人生会議ノート」《入門編》、令和4年度には、「人生会議ノート」《療養編》、令和5年度には「人生会議ノート」《もしも編》とお薬手帳に貼付用のACPシールを作成しました。 広報活動としては、広報みなとへの掲載やホームページで在宅医療・介護連携推進事業のページを公開し周知を図っています。また、11月30日「いい看取りの日」に区内スーパー2か所においてビラ配布周知活動を行いました。一方で、区民向けの講演会を4年ぶりに開催し、周知啓発に取り組んできました。今後も区民への啓発普及、関係機関の相互理解の深化にむけ、引続き主体的な取り組みを進めてまいります。
担当：港区役所保健福祉課

令和5年度 港区高齢者支援専門部会からの要望

要望5
地域における IPW(多職種連携)を実践できる人材、担い手の発掘と教育に力を入れてほしい。
理由
・IPWとは「複数の領域の専門職者（住民や当事者を含む）が、それぞれの技術と知識を提供しあい。相互に作用しつつ、共通の目標の達成を患者・利用者とともにめざす協働した活動」と定義されている ・IPEは複数の領域の専門職者が、連携およびケアの質を改善するために、同じ場所でもに学び、お互いから学び合いながら、お互いのことを学ぶことと定義されている ・しかし、在宅医療・介護連携相談支援室において、専門職から受ける相談において、いわゆる「困難事例」「複合課題ケース」にケアマネジャーや訪問看護師、時には医師のみが孤軍奮闘しているケースが散見される ・今後ますます増加するであろう複合課題ケースへの対応を一機関、一専門職で担う体制には限界があると考える ・在宅医療・介護連携推進事業において多職種研修会を毎年開催はしているが、IPWやIPEの視点に立った内容としては不十分である。専門職が「連携およびケアの質を改善するために、同じ場所でもに学び」、「相互作用し協働した活動ができる」ための人材教育の場として港区における在宅医療・介護連携推進事業や多職種研修が力を発揮していくような内容、体制にしてほしい
回答
港区在宅医療・介護連携推進会議では、この間、多職種間の相互理解、顔の見える関係づくりにむけ数々の研修を積み重ねてきており、ある一定の成果が表れてきている面もあります。今後さらに、多職種間で異なる価値観のすりあわせ、各機関・職種で異なる役割の理解と分業、適切なコミュニケーションの深化をめざし、「勉強会」から、実効性のある「協働」の仕組みへの変化をめざした取り組みを進めます。具体には、今年取り組みのキーワードに IPW を掲げ、タイムリーな事例検討会、専門職研修会を開催します。また、定期的に「ケアカフェ」を開催し、バリアフリーな環境で、日常の業務の悩み等を語り合う中で、新たな発見や、アイデアを共有しあい、お互いで学びあいながら、お互いのことを学びあえる取り組みを進めます。
担当：港区役所保健福祉課

令和 5 年度 港区子育て支援専門部会からの要望

要望 1 ・理由

子育てや教育、子どもの居場所に関することで、大阪市では、子どもが自由に自習できる場所が少ないと感じています。

港区では、夏休みに区民センターの一室を開放されていますが、他の市町村では、近隣のホールなどが自習室として開放されているところもあり、放課後などの子どもの居場所の一つになっています。

現在の港図書館は自習しにくい環境と見受けられます。学校協議会では学力の向上を言われていますが、そもそも勉強する場所がないと思います。

また、大人が自宅で資格取得の勉強をしづらい時に、勉強できる自習室のような場所がありません。

そこで、新しくなる区民センターの一室を一日中開放され、自習室にすることを検討していただきたく要望します。

回答

大阪市では、各区の市立図書館において、図書館の規模に応じて、自習ができる席を設置しています。

港区では、昨年度までの旧・港図書館では、館内が狭隘であったことから、自習ができる席が非常に少ない状況でした。

そのため、この間、夏休み等の小中学校の長期休業期間には、旧の区民センターの一室にて、小中学生を対象とした子どもの居場所として、自習室を開設してまいりました。

しかしながら、今般、オープンした新・港図書館では、自習にも利用できる席数の増加が図られたことや、同じ交流会館の5階には、子ども・子育てプラザが移転し、放課後等の子どもの居場所としても利用できること、また、同館3階には、多目的に利用できる「みなとラウンジ」が開設いたしました。これらはいずれも空いている場合、自習の場として利用できることは確認できています。

この様に新たな交流会館全体として利用できるスペースは増えていますので、まずは今年度以降の状況の変化などを見守ってまいりたいと考えています。

担当：港区役所協働まちづくり推進課

令和5年度 港区子育て支援専門部会からの要望

要望2・理由

最近、港区でも外国籍住民の方が増え、小児科ではいろいろな国や地域から来られた方の予防接種や、診療する機会がすごく多くなっています。その中には、あまり日本語がわからない保護者がおられます。

ある程度乳幼児健診や予防接種などから関わりを持ったり、地域の福祉の方との関わりができていのかとは思われますが、文化の違う環境で、言葉もわからなければ、相談する窓口がなかなか見つからないと思います。

ここ数年、急に多くなってきたために医師が英語以外は対応ができなく、結局アプリケーションなどを使いながらコミュニケーションをとっている状況です。

港区だけでは対応できないかもしれませんが、大阪市、大阪府も含めて外国籍世帯に対する言語のサポート体制などはどのようなになっているか教えていただきたい。

回答

近年、新たに来日する外国人住民が増加しており、外国人住民の文化的・歴史的背景、抱える課題やニーズも多様化しています。

本市では、滞在または居住される外国人住民が、ことばの問題等で不利益を被らないよう、5カ国語による「外国人住民相談窓口」を開設しています。また、港区においても外国人住民専用行政相談電話番号を設けて、大阪国際交流センター等と連携しながらお問い合わせや相談の対応をしています。

また、日常生活を送るためにヤングケアラーの通訳に頼っている方を対象に、こどものケア負担を軽減することを目的として通訳者を派遣し、区役所での行政手続き等に同行して通訳を行う、ヤングケアラー外国語通訳派遣事業を実施しています。今後とも大阪府、大阪市と情報交換しながら対応していきます。

担当：港区役所保健福祉課

令和5年度 港区子育て支援専門部会からの要望

要望3・理由

「みんなの居場所」を運営する団体が交流し、情報交換するとともに、運営上の課題などを持ち寄ることが出来るプラットフォームを目指して開催する「こどもの居場所連絡会」に区役所からも参画いただきたい。

家庭の抱える困りごとが複雑化・深刻化し、地域のつながりも希薄になる中で、安心して過ごせる居場所がなく、孤立してしまうこどもが少なくありません。こどもたちが安心して過ごせる環境、信頼できる大人や友だちと安心して過ごせる場が大切です。

港区では、そのような居場所となる「みんなの居場所」を地域活動協議会や団体が運営され、その数は24か所を超えます。港区社会福祉協議会では、広く皆さんに知っていただけるよう令和5年2月に「みんなの居場所マップ」を作成しました。

さらに、令和5年度は「みんなの居場所」を運営する団体が交流し、情報交換するとともに、運営上の課題などを持ち寄ることが出来るプラットフォームをめざし、「こどもの居場所連絡会」を開催しました。その中では、担い手や財源、参加者をどう募っているかなどについて情報交換されました。

また、居場所の中では、困りごとを抱えた世帯やこどもに気づき、緩やかな見守りを続けてくださる場合があります。緩やかな見守りと併せて、その世帯やこどもが適切な支援につながるようサポートが必要です。

ついては、こどもをめぐるさまざまなニーズの把握にもつながるこの連絡会に、ぜひ区役所からも参画いただき、活動の担い手との顔の見える関係づくり、必要に応じたサポートに協力いただきたく要望します。

回答

港区としましては、こどもの居場所、見守りの場として「こどもの居場所開設支援事業」や、子育て世代が気軽につどい交流できる場所として「地域子育て支援事業」等に取り組んできました。

こどもやその世帯と地域や社会とのかかわりが希薄化しつつある現状では、保護者がお困りごとや手続きの相談などを積極的に聞きに行く場所や、見守る側が世帯の課題などに気付くことができる場所は、今後さらに重要になります。

それぞれの事業運営団体が集まる場は、課題の共有や情報交換する場として、各事業を推進するうえで有意義な場となりますし、区施策を実施するうえでも重要であると考えていますので、「みんなの居場所連絡会」には、区役所からもできる限り参加させていただき、区役所の専門知識やリソースを活用し、連絡会で共有された課題に対して適切な支援策を提案することで、課題解決に努めてまいります。

担当：港区役所保健福祉課

令和5年度 港区子育て支援専門部会からの要望

要望4・理由

港区子ども・子育てプラザ事業をはじめとした、交流会館でのこども・子育て世帯向け各種事業の広報での連携、協力に関する要望です。

令和6年4月に港区土地区画整理記念・交流会館が開館します。そして子ども・子育てプラザ、区民センター、図書館、老人福祉センターが移転・オープンします。移転後、子ども・子育てプラザでは、これまでに実施してきた事業に加え、交流会館内の併設施設と共催した新たな催しなどの実施による事業の拡充を検討しています。

つきましては、それらの事業への講師派遣など区役所の協力をお願いしたいと思います。

また、事業の実施にあたり、より多くのこども、子育て世帯の方や併設施設利用者にも参加していただけるよう、広報の充実も図りたく考えています。

子ども・子育てプラザでは、自前の広報媒体・手段を活用していきますが、区広報紙をはじめ、館内の併設施設、社会福祉協議会、学校園、子育て関連施設等とも連携して、幅広く区民の皆様に情報が届くよう、より一層の連携、協力をいただけるよう要望します。

回答

港区子ども・子育てプラザでは、これまで親子で楽しめる様々な企画を実施していますが、令和6年4月に港区土地区画整理記念・交流会館に移転したことで、併設施設と共催した新たな企画など、事業の拡充に努めることとしています。

新たな企画の講師や運営に必要な協力はさせていただきたいと考えていますし、多くの方に知っていただき、来館していただけるよう、区役所としましても広報紙をはじめとしてSNS等でも広報・周知に努めてまいります。

担当：港区役所保健福祉課

令和5年度 港区地域支援調整チーム会議からの要望

要望1
独居で身寄りのないセルフネグレクト状態にある方へ、措置や他市で行われているような地域ケアサポート医等の訪問診療の整備について検討してください。
理由
精神疾患、認知症により医療や介護が必要であるが拒否されるセルフネグレクト状態にある方の命を守るため、精神科医師等の診断を受け必要な支援へつなげられる仕組みづくりを検討いただきたい。
回答
支援を拒否し危険な状況で生活しているセルフネグレクト状態の高齢者等に対し、自己決定を支援し、健康と安全を守る支援を行うためには、関係機関の連携が不可欠です。 今後も IPW・IPE の充実を図り、関係機関との協働体制の進化にむけ取り組んでいきますので、各関係機関のご協力をお願いいたします。
担当：港区役所保健福祉課

令和5年度 港区地域支援調整チーム会議からの要望

要望2
8050 支援についての支援体制及び重層的支援体制の仕組みを検討してください。
理由
同居の子世代が経済的な背景や疾患を有するものの、適切な医療や介護の支援を拒み 重度化や虐待につながってしてしまう方がいる。子世代は若いころからの引きこもり等 があるが、適切な相談窓口につながりにくいまま経過している場合が多い。適切な医療 につながるネットワーク作り、障がいや精神医療にも対応した在宅医療・介護連携の課 題や事項の検討、研修等の取り組みを検討していただきたい。
回答
港区在宅医療・介護連携推進会議では、この間、高齢者を中心とした医療と介護の関 係機関との連携強化にむけ取り組んできました。さらに、令和6年度からは、福祉関係 機関との連携も目指します。研修をはじめとした取り組みを行い、関係機関で協働しな がら支援できるよう IPW・IPE の充実を目指します。
担当：港区役所保健福祉課